

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和元年度 美里町特別職の職員の報酬等審議会
- 2 開催日時 令和元年11月20日(水)
午前10時から午前10時25分まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階小会議室
- 4 会議に出席した者
 - (1) 委員 大村委員、尾崎委員、小野委員、笠松委員、木下委員
 - (2) 事務局 総務課 佐々木課長、門間課長補佐
 - (3) その他 須田副町長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - (1) 会長の選出 公開
 - (2) 職務代理者の指名 公開
 - (3) 議事録署名人及び会議書記の選出 公開
 - (4) 諮問事項の審議 公開
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
 - 資料1 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
 - 資料2 美里町特別職の給与、報酬等改定状況
 - 資料3 期末手当支給率改定による影響額
- 9 会議の概要
 - 議事の概要
 - (1) 会長は、笠松委員とする
 - (2) 職務代理者は、尾崎委員とする。
 - (3) 会議録署名委員は大村委員、木下委員とし、会議録書記は事務局とする。
 - (4) 諮問事項について、資料に基づき事務局より説明がありその内容を審議した結果、全会一致で異議がない旨答申することとなった。

【発言内容の記録】

佐々木課長　それでは、美里町特別職の職員の報酬等審議会を開会させていただきます。まず初めに、町長が公務により出張しているため、美里町副町長の須田政好からごあいさつを申し上げます。

須田副町長　改めましておはようございます。副町長の須田政好です。只今、快く委員をお引き受けいただきましたことに感謝を申し上げます。町長が仙台で会議がございまして、大変恐縮ではございますが、町長に変わり副町長から委嘱状を交付させていただき、諮問につきましても副町長の方からお願いさせていただくということをお許しいただきたいと思えます。さて、本日の会議でございますが、国の方でも財政状況が厳しいなか国家公務員の期末手当が0.05月引き上げるということで決しております。人事院勧告に基づくものでございます。それに基づきまして本町でも同様に財政状況が厳しい中ではございますが、国にならい期末手当を0.05月分引き上げさせていただく内容で今回諮問させていただき、答申をいただきたいと考えております。大変短い時間ではあります。慎重な審議をお願いいたしまして本日の会議開催にあたり挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

佐々木課長　それでは次に会長の選出を行います。選出するまでの間、副町長に仮座長を務めていただき、会議を進行してまいります。なお、本審議会につきましては、美里町情報公開条例第21条の規定により、公開の会議とさせていただいております。一般の方の傍聴が可能となっておりますので、ご理解をお願いいたします。それでは、副町長仮座長ということでよろしく願いします。

須田副町長　それでは暫時、仮座長を務めさせていただきます。次第により委員の紹介を事務局からお願いいたします。

佐々木課長　それでは、委員の皆様をご紹介申し上げます。順不同でお名前をお呼びいたします。
(各委員を紹介)

須田副町長　それでは、会長の選出に移ります。会長の選出は、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めるとございます。どなたを選出するか、委員皆様にお諮りしたいと思います。どなたか、ご発言をお願いいたします。
(事務局一任の声)

須田副町長　事務局一任という声がありました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

須田副町長 それでは事務局から提案をお願いします。

佐々木課長 それでは、事務局案といたしまして、笠松委員にお願いできればと思っております。
以上でございます。

須田副会長 只今事務局の方から笠松委員とのことでした。ご異議がなければ、皆さん拍手でご承認をお願いいたします。

(一同拍手)

須田副町長 それでは笠松委員よろしくをお願いいたします。仮議長はここまでといたしまして、議長を笠松会長にお譲りいたします。よろしくをお願いいたします。

佐々木課長 それでは、議事に入る前に、会長に選出されました笠松会長に諮問書をお渡ししたいと思います。

(副町長が諮問書を読み上げ、会長に手渡す。)

佐々木課長 ここで、副町長は退席いたします。

(副町長退室)

総務課長 それでは、笠松会長に議長に就任いただきまして、議事を進めてまいりたいと思います。議長就任に先立ちまして、笠松会長から一言あいさつをいただければと思います。

笠松会長 改めまして、おはようございます。今、ご指名いただきました笠松です。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。ただいま、町長から諮問を受けましたが、まず、本審議会の運営についての議事がありますので、次第に沿って進めてまいります。それでは議事の1番「職務代理者の指名」ですが、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっています。指名させていただきます。尾崎委員にお願いしたいと思います。ご異議がなければ、拍手をお願いします。

(一同拍手)

笠松会長 議事の2番「議事録署名人及び会議書記の選出」ですが、こちらから指名してよろしいですか。

(はいの声)

笠松会長 それでは指名いたします。会議書記は事務局でお願いします。議事録署名人については大村委員、木下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。議事録

作成につきましては、一字一句の表現でなくて構いませんが、全文筆記ということで、各委員の発言を記録するというのでよろしいでしょうか。

(はいの声)

笠松会長 議事の3番「諮問事項の審議」に入ります。お手元に資料が配布されておりますので、事務局から説明をお願いします。

門間課長補佐 事務局を担当しております門間と申します。よろしくお願いいたします。それでは、先ほどお配りした諮問書の内容を確認させていただきます。先ほど副町長からご挨拶でもお話しさせていただいたとおり、期末手当の支給割合を0.05か月分引き上げまして、年3.4か月とするという内容についてご審議いただくこととなります。

(資料1、資料2、資料3を順番に説明)

笠松会長 ただいま、事務局から説明がありました。このことについて委員皆様から、ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

小野委員 平成31年4月の40%減額の理由を聞かせていただければと思います。

佐々木課長 それでは、4月分の減額の内容についてご説明させていただきます。昨年度、平成30年度になりますが、事務の不手際等がございました。1つが下水道の受益者負担金の関係で、徴収猶予の手続きの誤りにより時効が成立したもの等がございました。さらには、教育委員会の方でも支払遅延等がありました。それらを受けまして、平成31年4月の給与に関しまして、それまで10%の減額がありましたが、町長、副町長につきましては更に4月分について30%を、教育長につきましては10%を上乗せしまして政策的判断で行ったということでございます。

小野委員 その担当した職員は処分などあったのですか。

佐々木課長 直接担当した職員については、減給処分としまして、管理していた管理職についても訓告等の懲戒処分の扱いとなっております。

笠松会長 他にございませんか。他になれば、審査会の意見をまとめることとなりますが、これまでの審議の内容から、特別職の職員の期末手当について、諮問どおり引き上げるとした答申でよろしいでしょうか。

(はいの声)

笠松会長 それでは、議事の4番「答申」となります。事務局でこれまでの議論を踏まえ答申を用意いたします。その間、暫時、休憩とします。

(休憩)

笠松会長 それでは、再開します。事務局から答申案が皆様のお手元に配付されたと思います。
答申案を読み上げます。

（答申（案）を読み上げる）

以上です。委員皆様、よろしいでしょうか。

（はいの声）

笠松会長 それでは、議事の一切を終了いたしました。以上で議長の任務を終了いたしました。
ありがとうございました。

佐々木課長 ご審議等いただきまして大変ありがとうございました。早速、町長に答申書を提出させて
いただきたいと思います。

 なお、本日の会議の報酬及び費用弁償につきましては、町に債権者登録いただいている
委員皆様の口座に12月中に振り込みさせていただきます。

 以上をもちまして、美里町特別職の職員の報酬等審議会的一切を終了いたします。本
日はどうもありがとうございました。